

「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の一部改正（案）の概要について

令和8年6月
こども未来部 こども政策課

改正しようとする市条例等

- A 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号。以下「市条例①」という。）
- B 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号。以下「市条例②」という。）
- C 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号。以下「市条例③」という。）
- D 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号。以下「市条例④」という。）
- E 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第35号。以下「市条例⑤」という。）
- F 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号。以下「市条例⑥」という。）

関連する国の基準省令

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府省令①」という。）
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準府省令②」という。）
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準府省令③」という。）
- ④ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「基準府省令④」という。）
- ⑤ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府省令⑤」という。）
- ⑥ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府省令⑥」という。）

関連する法律

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）

1. 趣旨

基準府省令①～⑥の一部改正に鑑み、市条例①～⑥の一部を改正しようとするものです。

2. 内容

（1）国の基準省令の改正概要

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が施行されることを踏まえ、基準府省令①～⑥の一部が改正され、児童福祉施設等において、児童対象性暴力等を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けるとされたものです。

（2）市条例①～⑥の一部改正について

児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることについて、市条例④以外については、条例制定にあたって従うべき基準であるため、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

市条例④については、条例制定にあたって参酌する基準であり、地域による状況を鑑み、必要に応じ設けることが望ましいとされています。

市条例④に関し当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらない（※）ことから、国の基準府省令と同じ内容の改正を行うこととします。

※ 市条例④に関連した施設（幼保連携型以外の認定こども園）が川越市内に存在しないため。

3. 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日

4. 効果

①児童福祉施設②家庭的保育事業等③幼保連携型認定こども園④幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園⑤指定通所支援事業⑥乳児等通園支援事業

①～⑥それぞれの適正な運営に資することができます。